

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会の定款に基づき、代議員および役員候補者の選出に関する事項について定める。

(選挙管理委員会)

第2条 この規則による選挙の管理執行は、選挙管理委員会が行う。

2 委員は、理事長が理事会の議を経て、正会員の中から概ね5名を選んで委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱後に行われる社員総会により新たな役員が選任されるまでとし、委員が代議員に立候補した場合は、立候補の時点で解任されるものとする。

4 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

5 委員長は、委員の中から互選する。

6 委員会は、代議員および理事の定数を本規則により決定する。

7 委員会は、選挙の実施方法・日程等の必要事項を決定し公示する。

8 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(秘密保持)

第2条の2 選挙管理委員会、選挙事務に関わる者および開票に立ち会った者は、選挙において公開すると定めた事項以外の情報を漏らしてはならない。

2 選挙事務の一部を外部の事業者に委託する場合は、その事業者と前項に準ずる秘密保持契約を締結するものとする。

(地域ブロック)

第3条 地域ブロックは、全国を次のように分ける。

2 正会員は連絡先として学会に届け出た住所地の地域ブロックに所属するものとする。

1.北海道 北海道

2.東北 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

3.関東甲信越 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都

神奈川県 山梨県 長野県 新潟県 国外

4.中部 富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県

三重県

5.近畿 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

- 6.中 国 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
7.四 国 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
8.九 州 沖 縄 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県
鹿児島県 沖縄県

第 2 章 代議員の選出

(選出方法)

第 4 条 代議員は、正会員の中から地域ブロックごとに選出する。

(選挙権および被選挙権)

第 5 条 選挙権は、選挙の直前の 10 月 1 日時点で入会していた正会員に限りこれを有する。被選挙権は、選挙の直前の 10 月 1 日時点で正会員歴が 3 年以上でかつ会費納入に遅滞の無い者がこれを有する。

2 第 10 条 4 項の規定にかかわらず、現職の理事および監事は被選挙権を有する。

(代議員定数)

第 6 条 代議員定数は、定款の定めに基づき各地域ブロックごとに正会員 10 名につき 1 人の割合で定める。

(候補者)

第 7 条 候補者とは、立候補した者をいう。

(投票)

第 8 条 選挙は電子投票により行う。

2 選挙人は、所属する地域ブロックの候補者名簿の中から候補者 3 名以内を選び投票する。

(開票)

第 9 条 開票は、選挙管理委員会により役員立ち会いのもとで実施される。

2 正会員は誰でもこれに立ち会うことができる。

(当選者の決定)

第 10 条 得票数の多い順の上位より定数を選出し当選者とする。

2 得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選により順位を決定する。

3 立候補受付が終了した時点で候補者数が定数以内の場合は、投票を行うことなくすべて当選とする。

4 代議員が社員総会において理事あるいは監事に選任されたときは、その時点で代議員の資格を失うものとする。

- 5 代議員の任期中に欠員が生じたとき、次点者がいる場合は繰り上げて当選とする。その者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 6 第5条第2項により現職の理事または監事が代議員に選出された場合は、理事選挙および監事選挙に立候補することについてのみ権利を有し、社員総会での議決権やその他の代議員の権利を有さない。理事または監事に選任されなかったときは、この権利の制限が解除される。

第3章 理事および監事の候補者の選出

(選出方法)

第11条 理事候補者の選出は、全国区選挙、地域ブロック選挙および理事長指名により行われる。監事候補者の選出は、全国区選挙により行われる。

2 前項の選挙は全て同時に行うものとする。理事および監事に重複して立候補することは認められない。

3 理事及び監事を選任する社員総会において、委員長は選挙で当選した者を理事および監事の候補者として報告する。

4 新たに選定された理事長は、正会員の中から学会運営に特に必要とする者を指名し、理事の候補者として社員総会に選任を求めることができる。

(選挙権および被選挙権)

第12条 選挙権は、新たに選出された代議員がこれを有する。理事候補者および監事候補者の被選挙権は、新たに選出された代議員のうち、立候補受付終了日に満70歳未満の者がこれを有する。

2 理事候補者および監事候補者の全国区選挙は、代議員による選挙とし、前項に定めるすべての代議員が選挙権および被選挙権を有する。

3 理事候補者の地域ブロック選挙は、第1項に定める代議員のうち、当該の地域ブロックに所属する代議員が選挙権および被選挙権を有する。

(理事および監事定数)

第13条 選挙により選出される理事候補者の定数は40名とする。理事長指名による理事候補者は3名以内とする。

2 前項の定数のうち、地域ブロック選挙により選出される理事候補者の定数は、総数を21名とし、地域ブロック毎の定数は、ブロック所属の正会員数の比率に応じて、選挙管理委員会が決定する。ただし、各ブロックの定数は1名以上とする。

3 監事候補者の定数は2名とする。

(立候補)

第 14 条 被選挙権の行使は立候補による。

2 理事に立候補した者は、全国区選挙と同時に所属する地域ブロック選挙の立候補者となる。

(投票)

第 15 条 選挙は電子投票により行う。

2 全国区選挙において選挙人は、理事および監事の立候補者名簿の中から定数以内を選び投票する。

3 地域ブロック選挙において選挙人は、所属する地域ブロックの立候補者名簿の中から定数以内を選び投票する。

(開票)

第 16 条 開票は、選挙管理委員会により役員立ち会いのもとで実施される。

2 正会員は誰でもこれに立ち会うことができる。

(理事候補者の多様性の確保)

第 16 条の 2 選挙で選出される理事候補者の構成は、男性 25%以上、女性 25%以上、医師以外の職種 10%以上の比率とする。

(理事候補者当選者の決定)

第 17 条 選挙管理委員会は以下の順序にて理事候補者の当選者を決定する。

(1) 全国区での得票数が多い順に 5 人を当選者とする。

(2) 地域ブロックでの得票数の多い順に各ブロックの定数を当選者とする。

(3) 医師以外の職種の理事候補者について、全国区での得票数が多い順に、前条で定めた比率を満たすまで選出し当選者とする。

(4) 性別ごとの理事候補者について、全国区での得票数が多い順に、前条で定めた比率を満たすまで選出し、当選者とする。

(5) 理事定数を満たすまで、全国区での得票数が多い順に選出し、当選者とする。

2 得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選により順位を決定する。

3 立候補者数が第 13 条第 1 項の定数以内の場合は、投票を行うことなくすべての立候補者を当選とする。

4 地域ブロックごとの立候補者数が第 13 条第 2 項による定数以内の地域ブロックは、投票を行うことなく当該地域ブロックに所属するすべての立候補者を当選とし、この当選者は全国区選挙においても投票の対象としないものとする。

5 監事は、理事候補者当選者の決定過程を監査する。

(監事候補者当選者の決定)

第 17 条の 2 選挙管理委員会は、得票数の多い順に監事候補者の当選者を決定する。

得票数が同数で決定できない場合は、抽選により決定する。

2 立候補者数が第 13 条第 3 項の定数以内の場合は、投票を行うことなく立候補者を当選とする。

第 4 章 代表理事の選定

(選定方法)

第 18 条 代表理事は、定款に従い理事会において選定される。

(附則)

本規則は、平成 23 年 7 月 1 日に開催された第 2 回定時社員総会において承認され、同日より施行する。

本規則は、平成 25 年 5 月 19 日に開催された第 5 回定時社員総会において承認され、同日より施行する。

本規則は、平成 29 年 5 月 14 日に開催された第 9 回定時社員総会において承認され、同日より施行する。

本規則は、令和 5 年 6 月 11 日に開催された第 15 回定時社員総会において承認され、同日より施行する。